

「南丹市いじめ防止基本方針」の 概要

＜特徴＞

- 子ども（児童生徒）の生命を守ることが第一。またいじめは教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であるということ
- いじめ問題の克服について、地域社会や家庭も含めた社会総がかりで取り組むこと
- 人を思いやり豊かな心をはぐくむ教育、児童生徒自らがいじめ問題について主体的に考える取組を通じていじめを防止すること
- 児童生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにして、いじめの相談がしやすい関係性を構築すること

はじめに

- ・いじめは児童生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある
- ・根本的ないじめ問題の克服のためには、いじめの未然防止、早期発見が重要
- ・学校、地域社会、家庭等関係者が地域社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組む
- ・被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考える

第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

1 いじめの防止等に対する基本認識

2 いじめとは（いじめの定義）

※けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断

3 いじめの防止等のための基本的な考え方

- ・自己・他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむ
- ・家庭においても子どもの悩みを受け止めるとともに、規範意識の醸成に努める
- ・何気ない冷やかしや悪ふざけが深刻ないじめに発展していく可能性がある
- ・いじめが確認されたときは、迅速に組織的に対応
- ・社会全体で子どもを見守る体制を構築するため、関係機関と適切に連携

第2 いじめの防止等のための南丹市の対応

1 いじめの防止等のための南丹市における組織等の設置

- ・「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」
いじめの防止等に関係する機関・団体との連携
- ・「南丹市いじめ防止等対策委員会」（教育委員会の附属機関）
いじめの防止に係る調査研究、いじめの調査、調査結果を踏まえた提言などを行う
- ・「南丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」（市長の附属機関）
市立学校のいじめ重大事案に対し、必要に応じ再調査を行い、事実関係を明確にするとともに、いじめの防止、再発防止のための提言を行う

2 いじめの防止等のために南丹市が実施する施策

- ・いじめの防止
幼児期からの豊かな心の育成、専門家との連携、教職員の資質向上、調査研究、広報啓発
- ・いじめの早期発見
相談体制の整備・周知・活用、定期的な実態把握、地域や家庭との連携
- ・いじめへの対処
多様な人材との連携、インターネット上のいじめへの対応、学校相互間の連携協力体制整備

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

※学校の実情に応じた対策、組織的な対応、学校内外における被害児童生徒の教育環境・教育機会の確保、個人情報の保護

1 学校いじめ防止基本方針の策定（各学校で策定）

- ・策定・見直し時の保護者、地域の方等の参画、児童生徒等への内容の説明・周知
- ・いじめへの適切な対処等に係るマニュアルの策定

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ・ＳＣ、ＳＳＷ等外部専門家の参画を得た実効性のある柔軟な組織
- ・基本方針に基づく具体的な計画、実行、検証（ＰＤＣＡサイクルの実行）
- ・いじめの相談・通報窓口、情報の収集・共有
- ・児童生徒へのいじめ対策組織の周知徹底といじめに対する組織的な対応

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ・児童生徒自らが主体的に学び、いじめ防止の取組を推進
- ・いじめの早期発見といじめ対策組織への報告・情報共有等の適切な対応
- ・いじめ解消の基準を踏まえるとともに、解消後も継続的に支援・指導を実施

※いじめの解消には、いじめが止んでいる状態が少なくとも３箇月継続し、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが必要

- ・**学校評議員**のほか地域の関係団体に働きかけながら、地域と連携・協働を推進

第4 重大事態への対応

1 重大事態の定義

- ・児童生徒の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑い
- ・児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑い

2 重大事態発生の報告及び調査

- ・学校は教育委員会を通じて市長に速やかに報告
- ・学校又は教育委員会は、事実関係を明確にする調査を実施

3 調査の結果を踏まえた措置

- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に必要な情報を提供
- ・調査組織からの調査結果及び提言を踏まえ、重大事態への対処、いじめの防止、再発防止のための措置を講じる

4 再調査及びその結果を踏まえた措置

- ・市長は、必要に応じて再調査できる
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に必要な情報を提供
- ・再調査の結果を踏まえた当該事態への対処、再発防止
- ・再調査結果について、議会に報告

第5 その他の重要事項

必要に応じて本方針を検証し、見直しを行う